



神戸市立神陵台小学校いじめ防止等のための基本方針

第1 いじめの防止等のための対策の基本的な姿勢

1. いじめの問題克服に向けた基本的な方向性

いじめはすべての児童に関係する問題である。いじめの防止等の対策は、すべての児童が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校内外を問わずいじめが行われないようにすることを旨として行います。

また、すべての児童がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないように、神戸市いじめ指導三原則「するを許さず されるを責めず 第三者なし」を核とした指導を行います。

2. いじめ防止等に関する基本的な考え方

(1) いじめの定義

「いじめ」とは本校に在籍している児童に対して、本校に在籍している（または一定の人間関係にある）他の児童・生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）でいじめを受けた児童が心身の苦痛を感じているものをいう。

【留意する事項】

- ① 個々の行為がいじめに当たるかどうかの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童の立場に立って「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないように努める。例えば、いじめられていても、本人がそれを否定する場合が多々あることを踏まえ、当該児童の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認するようにします。

なお、いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく校内いじめ問題対策委員会を開催し情報を共有したうえで組織的に対応します。

- ② けんかやふざけ合いであっても見えないところでの被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童の感じる被害性に着目していじめに該当するか否かを判断します。

<基本認識>

- ① いじめはどの子供にも、どの学校にも起こり得るものである。
- ② いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- ③ いじめは、人間の命に関わる問題である。
- ④ 嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は多くの児童が入れ替わりながら、いじめる側もいじめられる側も経験する。また、「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は身体に重大な危険を生じさせる。
- ⑤ いじめは大人には気づきにくいところで行われることが多く発見しにくい。
- ⑥ いじめはいじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。
- ⑦ いじめはその行為の態様により暴行、恐喝、強要などの刑罰法規に抵触する。
- ⑧ いじめは教職員の児童生徒観や指導の在り方が問われる問題である。
- ⑨ いじめは家庭教育の在り方に大きな関わりをもっている。
- ⑩ いじめは学校、家庭、地域社会など全ての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。

(2) 教職員の責務

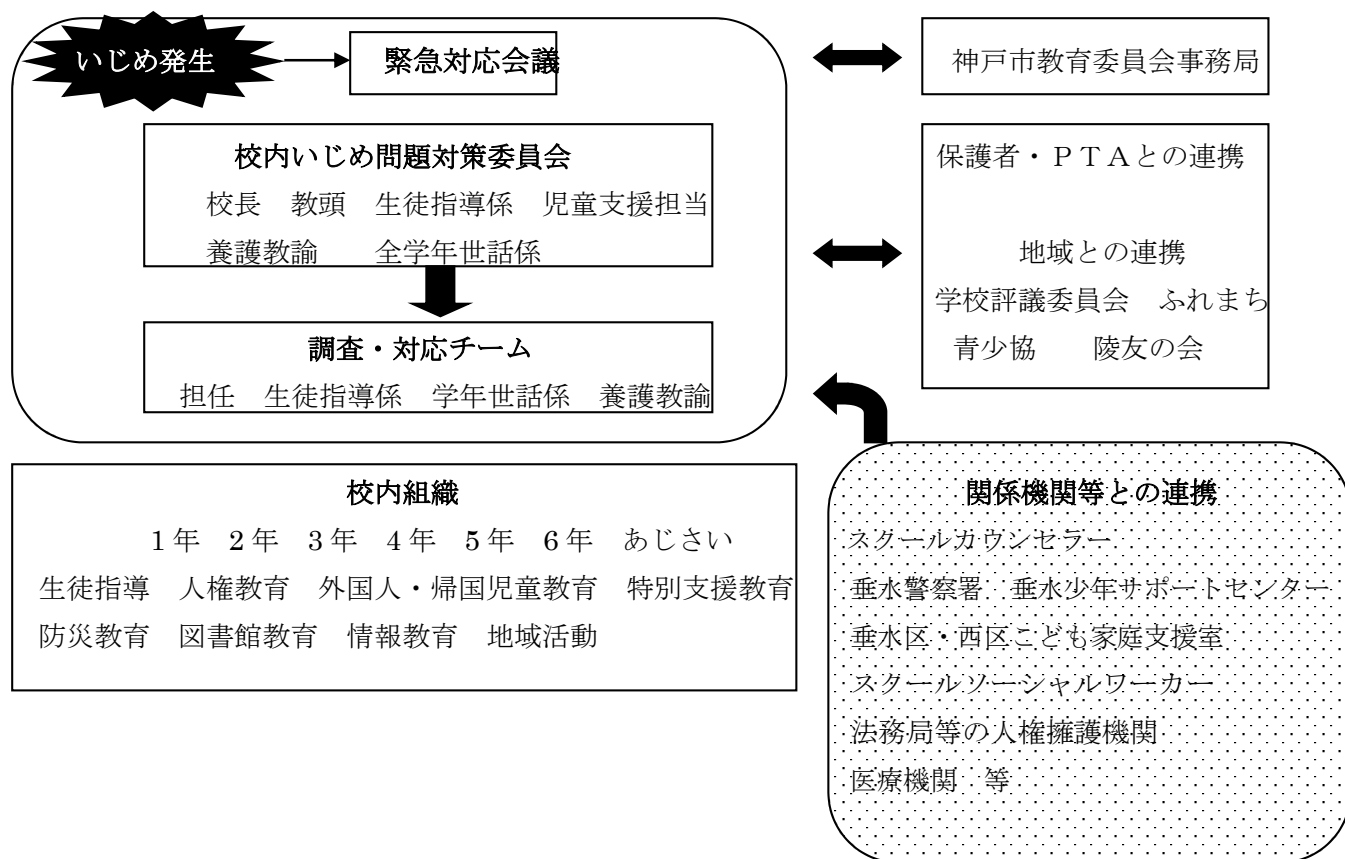
教職員は、すべての児童がいじめ等のない環境において、安心して学習その他の活動に取り組むことができるようにするため、保護者その他と連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止と早期発見に努めます。

児童がいじめを受けていると思われるときは、法に定められている通り、個人や特定の教職員で問題を抱え込んだり隠したりすることなく、校内いじめ問題対策委員会で情報を共有し、適切かつ迅速に指導及び支援をする責務を負います。

そのために、

- 神戸市いじめ指導三原則「するを許さず されるを責めず 第三者なし」を核とした指導を行います。
- 児童、教職員の人権感覚を高めます。
- 校内における温かな人間関係を築きます。
- いじめを早期に発見し、適切な指導を行い、早期解決を目指します。
- いじめの問題について、保護者・地域そして関係機関との連携を深めます。

(3) いじめ対策・対応チーム 組織図



第2. 基本的対応方針 3本柱 「未然防止」 「早期発見」 「早期対応」

「未然防止」

- ・学校全体として「いじめを生まない」「いじめは絶対に許されない」土壌作りに努める。
地域や保護者との連携（報告・連絡）を密接にとる。
- ・すべての児童が安心安全に、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できる学校づくり。
- ・「分かる授業」づくりを進め、参加・活躍「できる授業」を工夫する。
- ・「公開授業」をする中で相互チェックを行う。
- ・良好な友人関係、集団づくりや社会性の育成に努める。

「早期発見」

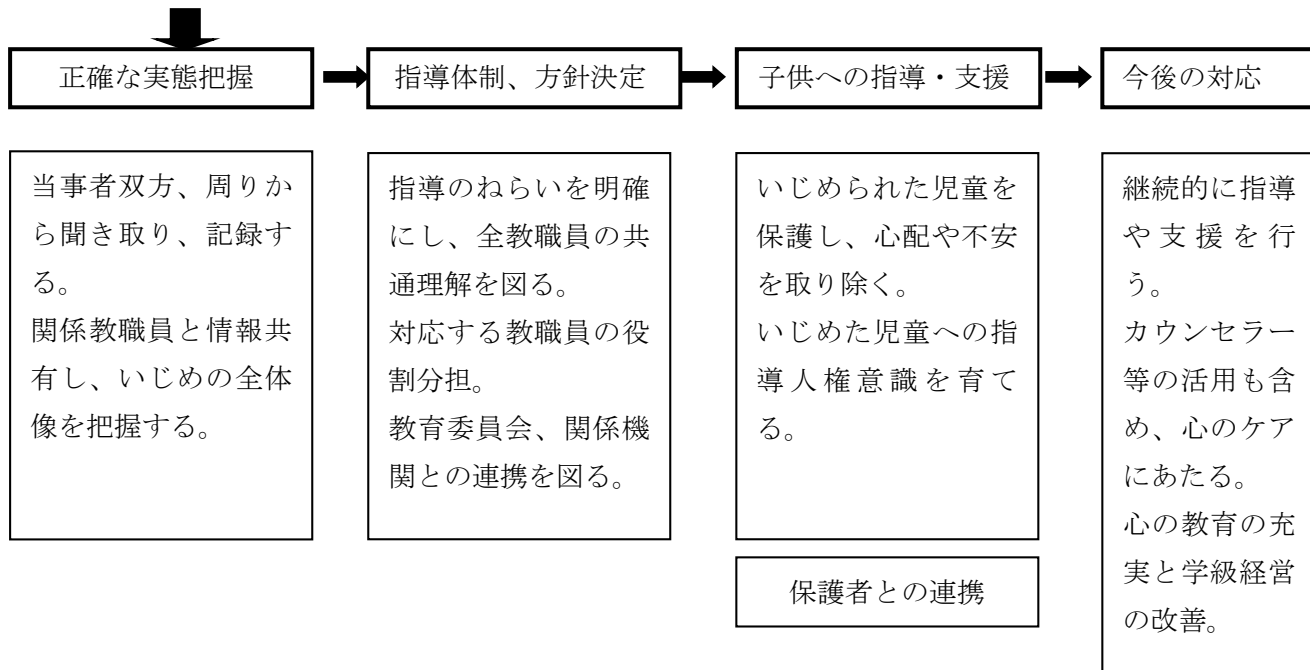
- ・「いじめ」の早期発見をするため、全職員で全児童を見守るように努める。
- ・児童の変化に気付き、気付いた情報を共有し、速やかに対応する。
- ・「アンケート」や「面談」など普段から児童の生活を把握する手立てをうつ。
- ・教職員と児童、保護者の信頼関係の構築に努める。

「早期対応」

- ・「いじめ」として対応すべき事案か否かを、組織で判断する。
- ・「いじめ」として判断した場合、学校長の指示に従って迅速かつ組織的に対応する。
- ・第一にいじめを受けた児童、いじめを知らせてきた児童の安全を確保する。さらに、詳細を確認した上で、いじめたとされる児童について事情を確認し適切に指導する等、迅速かつ組織的な対応を行う。また、家庭や教育委員会への連絡や・相談や、事案に応じ、関係機関との連携を図る。

いじめ情報のキャッチ

・「いじめ対応チーム」を召集する ・いじめられた児童を見守る ・見守り体制を整備



第3. 家庭の役割と責務

子供たちの豊かな人間性を育むためには、第一義的に責任を負う保護者が、家庭をやすらぎと安心を与える場にするのが大切である。さらに、保護者は日頃から子供たちの規範意識を養うため、いじめの問題等についても日常生活体験を通じながら、決して許されるものではないということを丁寧に指導しなければならない。

また、子供がいじめを受けた場合は、速やかに学校と協力し、子供をいじめから守らなければならない。いじめを行った場合についても学校や関係保護者と協力し、解決に向けた努力をする必要がある。

4. 年間計画

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
未然防止に向けた取組												
早期発見に向けた取組			アンケート 児童 先生あのおね					アンケート 児童 先生あのおね			アンケート 児童 先生あのおね	
職員会・対応チーム等	基本方針、指導計画に関する研修 児童理解研修 学年・学級経営研修			自己評価 学校関係者評価 (評議委員)	生徒指導研修 事例研修 帰国児童研修				自己評価 学校関係者評価 (評議委員)		学校関係者評価 (評議委員)	自己評価 課題検討 次年度引継ぎ

○特別な支援を必要とする児童への配慮

- ・中国帰国関係児童や特別支援学級に在籍する児童、もしくは通常学級に在籍する特別な支援を必要とする児童に対する「いじめ」の対応には十分に配慮します。また日頃から児童の人権意識を育む取り組みを進め、教職員の人権意識向上のため研修（帰国児童研修、特別支援教育研修 等）に努めます。

○インターネットやソーシャルメディア利用によるいじめへの対応

- ・パソコンや携帯電話、スマートフォン等の利用に関して、マナーやルール作り等について保護者に協力を依頼し、児童に対して安全教室やマナー指導を行います。

○カウンセリングや、学期毎に「先生あのおね週間」を設け聴き取りを行います。

5. 本校の教育

教育目標

えがおいっぱい やさしさいっぱい やるきいっぱい

目指す学校の姿

- ひびきあう集団を育てる学校
- 豊かな情操を育てる学校
- 人やいのちを尊ぶ学校
- たくましい体を育てる学校
- 学校文化を創造し、発信し続ける学校

教育努力目標

えがおいっぱい

- 認め合い、支え合い
- 豊かな心をもつ子
- 気持ちよくあいさつできる子

やさしさいっぱい

- 困難にくじけず、
- たくましく生きる子
- すすんで 活動のできる子

やるきいっぱい

- 自ら課題をもって学び、
- 生活に生かしていく子
- 自分の意見が 言える子

職員研修テーマ

くらしをきり拓く学力を求めて
○人としてのあり方・生き方を考える子

- 子供の願いを受け止められる教師
- 子供のよさを見つけられる教師
- 子供と共に学べる教師
- 子供と遊ぶ教師
- 保護者の願いを受け止め、正しく応える教師
- より専門性を身につけようとする教師（授業力）
- 地域の声に耳を傾ける教師
- 手をつなぎ合う教師（情報共有）

6. その他

神陵台小学校いじめ防止基本方針は、本校の状況に応じ、いじめ問題対策委員会によって見直し適宜改定を行います。

平成 26 年 4 月 1 日策定
平成 30 年 4 月 2 日改定
平成 30 年 6 月 30 日改定